

阿賀野市規則第10号

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年阿賀野市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「7月1日から9月30日」を「6月1日から10月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。